

# 一般社団法人広島県中小企業診断協会 コンプライアンス推進規程

## 1. 目的

この規程は、一般社団法人広島県中小企業診断協会(以下「本会」という)におけるコンプライアンス推進の基本的事項を定め、コンプライアンスの徹底を図ることを目的とする。

## 2. 定義

コンプライアンスとは、法律、政省令及び通達、並びに本会の定款、倫理規程をはじめとする各種規程類(コンプライアンスマニュアルを含む。)の倫理規程の遵守に加え、社会一般の倫理規範に対しても適切に配慮し行動することをいう。

## 3. 適用範囲

この規程は本会の役職員及び会員(準会員等を含む、以下同じ)に適用する。

## 4. 本会の役職員及び会員の責務

- (1) 本会の役職員及び会員は、業務を遂行する際に、コンプライアンスを遵守しなければならない。
- (2) 本会の役職員及び会員は、コンプライアンスに違反する又はそのおそれのある事実を認識した場合には、すみやかに「危機管理規程」で定めた危機管理責任者へ、報告・通報するものとする。

## 5. 組織

本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス最高責任者
- (2) コンプライアンス担当理事
- (3) 綱紀委員会

## 6. コンプライアンス最高責任者

- (1) 本会会長をコンプライアンス最高責任者とする。
- (2) コンプライアンス最高責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- (3) コンプライアンス最高責任者は、コンプライアンス違反が生じた場合、綱紀委員会を開催し、「綱紀規程」に定める懲戒の適用について検討させ、検討結果を実施する。

## 7. コンプライアンス担当理事

- (1) コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライア

ンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- (2) コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス最高責任者を補佐し、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

## 8. 綱紀委員会

- (1) 綱紀委員会は「綱紀規程」が定める懲戒の適用について検討し、検討結果をコンプライアンス最高責任者に答申する。
- (2) 本委員会の委員は、コンプライアンス担当理事及び「綱紀規程」に基づき総務委員長が同委員会委員の中から選任した者とし、コンプライアンス最高責任者の判断により、他の会員や外部専門家(弁護士等)を加える場合もある。

## 9. コンプライアンスのための教育

本会は、役職員及び会員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

## 10. 改 廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、令和3年5月23日から施行する